

# 平成30年度 七ヶ浜町体育協会定時総会

日時：平成30年4月24日(火) 19時～  
会場：中央公民館 第1、2研修室

## 次 第

1. 開 会

2. 開会挨拶

3. 祝 辞

4. 来賓紹介

5. 議長選出

6. 議 事

議案第1号 平成29年度事業報告について

議案第2号 平成29年度収支決算報告について  
監査報告

議案第3号 平成30年度事業計画(案)について

議案第4号 平成30年度収支予算(案)について

7. そ の 他

8. 閉会挨拶

9. 閉 会

七ヶ浜町体育協会

## 平成29年度 事業報告

No.	期 日	事 業 名	内 容	参加 人数
1	4月15日(土)	第1回役員会	定時総会・チャレンジデーについて	13名
2	4月25日(火)	定時総会	平成28年度事業報告・収支決算報告、 平成29年度事業計画(案)・収支予算 (案)	36名
3	5月31日(水)	チャレンジデー2017	参加協力依頼	
4	7月2日(日)	第23回トライアスロン大会	ボランティア協力	33名
5	10月8日(日)	第11回スポーツフェスタ (前日準備)	会場準備及び役割分担説明	20名
6	10月9日(月)	第11回スポーツフェスタ	実行委員派遣・ボランティア協力	26名
7	11月28日(火)	第2回役員会	スポーツセミナー2018、七ヶ浜町体育 協会懇親会、清掃活動について	16名
8	12月～3月末	体育施設清掃活動	各体育施設のゴミ拾い活動	
9	1月27日(土)	七ヶ浜町体育協会懇親会	場所:ミア・マードレ	26名
10	2月25日(日)	スポーツセミナー2018 (講演会)	講師:岩佐 義明氏 (宮城 MAX 監督)	118名
11	3月29日(木)	第3回役員会	総会について	13名

## 平成29年度収支決算書

## 【収入】

(単位:円)

項 目	予算額	決算額	比 較	備 考
町 補 助 金	1,800,000	1,500,000	△ 300,000	
分 担 金	70,000	75,000	5,000	単協5,000円×11協会 スポ少本部20,000円×1団体
諸 収 入	819	6,007	5,188	貯金利息・祝儀
繰 越 金	523,181	523,181	0	
合 計	2,394,000	2,104,188	△ 289,812	

## 【支出】

(単位:円)

項 目	予算額	決算額	比 較	備 考	
会 議 費	20,000	5,302	△ 14,698		
事 業 費	700,000	433,307	△ 266,693	スポーツセミナー等	
委 託 金	350,000	350,000	0	アクアゆめクラブへ事務委託	
事 務 費	70,000	62,250	△ 7,750	コピー用紙、切手、文房具他	
負担金・補助金	1,000,000	946,000	△ 54,000		
内 訳	団体助成金	700,000	726,000	26,000	各協会、スポ少
	その他助成金	265,000	185,000	△ 80,000	全国大会助成
	県体協負担金	30,000	30,000	0	
	仙管体負担金	5,000	5,000	0	
旅 費	30,000	34,527	4,527	会議・研修	
交 際 費	20,000	6,500	△ 13,500		
記念事業積立	100,000	100,000	0		
予 備 費	104,000	26,000	△ 78,000		
合 計	2,394,000	1,963,886	△ 430,114		

収入総額 2,104,188円 - 支出総額 1,963,886円 = 30年度へ繰越金 140,302円

## 記念事業基金会計計算書

前年度繰越金	本年度積立金	貯金利息	本年度取崩金	本年度末残金	備考
317,947	100,000	2	0	417,949	H32 45周年

# 監 査 報 告

平成29年度七ヶ浜町体育協会の収支決算について監査の結果、  
証書及び諸帳簿ともに正確であることを認証する。

平成 30 年 4 月 3 日

監事 下友善夫 

監事 鈴木勝洋 

## 平成30年度 事業計画(案)

No.	期 日	事 業 名	内 容
1	4月24日(火)	定時総会	平成29年度事業報告・収支決算報告、平成30年度事業計画(案)・収支予算(案)について
2	5月30日(水)	チャレンジデー2018	イベント参加協力
3	7月1日(日)	第24回トライアスロン七ヶ浜大会	ボランティア協力
4	8月上旬	第1回役員会	スポーツフェスタについて 他
5	10月8日(月)	第12回スポーツフェスタ	ボランティア協力
6	11月中旬	第2回役員会	スポーツセミナーについて 他
7	12月～3月末	体育施設清掃活動	各体育施設のゴミ拾い活動
8	2月中旬	スポーツセミナー2019	講師:未定
9	2月中旬	体育協会懇親会	場所:未定
10	3月下旬	第3回役員会	定時総会・チャレンジデーについて 他

## 平成30年度収支予算書(案)

## 【収入】

(単位:円)

項 目	前年度予算額	本年度予算額	比 較	備 考
町 補 助 金	1,800,000	1,800,000	0	七ヶ浜町
分 担 金	70,000	75,000	5,000	単協5,000円×11協会 スポ少本部20,000円×1団体
諸 収 入	819	698	△ 121	預金利息等
繰 越 金	523,181	140,302	△ 382,879	
合 計	2,394,000	2,016,000	△ 378,000	

## 【支出】

(単位:円)

項 目	前年度予算額	本年度予算額	比 較	備 考	
会 議 費	20,000	20,000	0	年4回役員会開催予定	
事 業 費	700,000	400,000	△ 300,000	3団体合同開催、その他	
委 託 金	350,000	350,000	0	アクアゆめクラブへ事務局委託	
事 務 費	70,000	70,000	0	コピー用紙、インク、切手等	
負担金・補助金	1,000,000	1,030,000	30,000		
内 訳	団体助成金	700,000	730,000	30,000	10協会・スポ少本部
	その他助成金	265,000	265,000	0	全国大会出場助成など
	県体協負担金	30,000	30,000	0	宮城県体育協会
	仙管体負担金	5,000	5,000	0	仙台管内体育協会
旅 費	30,000	30,000	0	会議・研修	
交 際 費	20,000	20,000	0	慶弔等	
記念事業積立	100,000	50,000	△ 50,000		
予 備 費	104,000	46,000	△ 58,000		
合 計	2,394,000	2,016,000	△ 378,000		

## 七ヶ浜町体育協会役員

	役職名	平成 29・30 年度 氏 名	所 属
1	会 長	佐藤 徳康	剣道連盟
2	副会長	星 洋子	バレーボール協会
3	副会長	鈴木 安彦	卓球協会
4	理 事	菊田 康行	野球協会
5	〃	岡崎 恵太	卓球協会
6	〃	佐藤 浩明	サッカー協会
7	〃	赤間 長幸	柔道連盟
8	〃	小野 浩	剣道連盟
9	〃	若井 刻洋	ゲートボール協会
10	〃	磯崎 由佳子	バレーボール協会
11	〃	針生 真哉	庭球協会
12	〃	瀬戸 源市	スポーツ少年団本部
13	〃	鈴木 初雄	スポーツ少年団指導者協議会
14	〃	岩本 松治	グラウンドゴルフ協会
15	〃	藤村 健治	綱引協会
16	〃	菊地 栄一	七ヶ浜パークゴルフクラブ協会
17	監 事	大友 善夫	グラウンドゴルフ協会
18	〃	鈴木 勝洋	綱引協会
19	顧 問	齋藤 敏昭	NPO 法人アクアゆめクラブ理事長
20	参 与	秋元 利雄	スポーツ推進委員長
21	事務局長	渡邊 明	NPO 法人アクアゆめクラブ
22	書 記	本田 智子	〃
23	書 記	重泉 晃治	〃

# 七ヶ浜町体育協会会則

## 第一章 名 称

第一条 本会は、七ヶ浜町体育協会と称する。

## 第二章 事 務 所

第二条 本会は、事務所を特定非営利活動法人アクアゆめクラブに置く。

## 第三章 目 的

第三条 本会は、七ヶ浜町におけるスポーツを振興し町民の体力向上を図り、スポーツ精神を養うとともにスポーツ関係諸団体相互の融和を図ることを目的とする。

## 第四章 事 業

第四条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 加盟団体の強化発展と相互の連絡融和を図ること。
- (2) スポーツに関する各種事業への協力支援又は後援すること。
- (3) スポーツに関する調査研究及び研修会等を開催すること。
- (4) 財団法人宮城県体育協会との連絡協調を図ること。
- (5) スポーツに功労・勲功のあった個人、団体を表彰又は他に推薦すること。
- (6) 加盟団体への補助金交付に関すること。
- (7) その他、本会の目的達成に必要な事業を行うこと。

## 第五章 組 織

第五条 本会は、町内のスポーツ団体、並びに前記団体以外の町民、町内各種機関団体で本会の趣旨に賛同するものを以って組織し、県体育協会に加盟する。

## 第六章 役 員

第六条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名
- (5) 事務局長 1名
- (6) 書記 若干名



## 第七章 役員を選任及び任期

第七条 本会の役員を選任は次の通りとする。

- (1) 会長・副会長・監事は総会において選任する。
- (2) 理事は加盟スポーツ団体毎に選出し、理事会で承認を受けるものとする。
- (3) 事務局長及び書記は会長が委嘱する。

第八条 本会の役員任期は2ヶ年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠による役員任期は前任者の残任期間とする。
- 3 役員は任期が満了しても、後任者の就任するまでその職務を行う。

## 第八章 役員 の 任 務

第九条 役員の仕事は次の通りとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは職務を代行する。
- (3) 理事は会務を審議し、会長の命を受けて会務を行う。
- (4) 事務局長は会長の指示を受けて会務を司る。
- (5) 書記は会長の命を受けて庶務会計事務にあたる。
- (6) 監事は会計を監査し、総会に報告する。

## 第九章 会 議・議 決

第十条 本会の会議は総会及び役員会とする。

- 2 総会は定時総会及び臨時総会とし、本会加盟スポーツ団体、町内各種機関団体より推薦された各3名（理事を含む）の代議員をもって構成する。定時総会は毎年1回会長が招集し、次の事項を議決する。臨時総会は必要に応じて会長が招集する。
  - (1) 予算・決算並びに事業計画
  - (2) 会則の改正
  - (3) 役員を選出
  - (4) その他必要事項の審議

- 3 役員会は随時開催し、総会議決事項の企画立案実施、その他必要事項を審議する。

第十一条 会議の議決は出席者の過半数で決し、可否同数の時は議長が決める。

## 第十章 経費・会計年度

第十二条 本会の経費は次の通りとする。

- (1) 加盟スポーツ団体・町内各種機関団体よりの分担金
- (2) 会費（ただし個人加入者のみ）
- (3) 補助金
- (4) 寄付金及びその他の収入

第十三条 分担金及び会費の年額は総会で決定する。

第十四条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第十一章 附 則

第十五条 この会則に定めるものの他、本会運営に必要な事項は役員会に諮り、会長がこれを定める。

第十六条 本会に顧問及び参与を置くことができる。顧問は役員会の承認を得て会長が委嘱し、参与は体育指導委員を以ってあてる。

第十七条 本会に入会若しくは脱退する者は、会長に申し込むものとする。

第十八条 この会則は昭和50年5月20日より施行する。  
この会則は平成10年5月14日より施行する。  
この会則は平成17年5月26日より施行する。  
この会則は平成18年5月11日より施行する。  
この会則は平成19年5月16日より施行する。  
この会則は平成22年4月22日より施行する。

## 七ヶ浜町体育協会表彰規定

第一条 七ヶ浜町体育協会（以下「協会」という）は協会の事業発展のため功績のあった個人及び本町スポーツ（体育）の向上に功績のあった個人ならびに団体を表彰する。

第二条 前条による個人及び団体で次の各号の1に該当するときはこれを表彰することが出来る。

（個人）

1. 永年にわたり協会の役員として体育の振興に努めその功績きわめて顕著であるもの。
2. 加盟団体の役員及び会員として永年にわたりスポーツの振興に努めてその功績顕著であるもの。
3. スポーツの向上と本町体育の振興に努め、その実績多大であるもの。
4. 上記の他特に功績のあったもの。

（団体）

1. 協会の加盟団体ならびにスポーツ、体育をしている団体で本町体育の振興に努めその実績きわめて顕著であるもの。

第三条 前条に該当する候補者があるときは加盟団体又は推薦者は別表の様式により毎年3月31日までに協会長に推薦する。

第四条 表彰は毎年協会の総会日にこれを行う。ただし臨時に行うことができる。

第五条 表彰は感謝状、表彰状の2種とする。

第六条 表彰は重賞を妨げない。

第七条 表彰候補者を推薦されたとき、協会長は、選考委員会に諮り選考しこれを決定する。

- 2 選考委員は若干名としその都度協会長が委嘱する。

第八条 この規定に定めるもののほか必要な事項については、役員会に諮って協会長が定める。

附 則 この規定は昭和51年5月25日より施行する。

## 七ヶ浜町体育協会加盟及び補助金交付に関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、七ヶ浜町体育協会（以下「協会」という）に加盟できる団体、個人に関すること及び協会加盟団体補助金の算定の基礎に関することを定めるものとする。

### (加盟要件)

第2条 協会に加盟する団体、個人は次の各号に該当しなければならない。

- 1) 加盟登録する競技において、チームとして大会にエントリーできる人数を満たしていること。ただし、個人競技についてはこの限りではない。
- 2) 日本体育協会に加盟している競技であること。また当協会で承認したものとする。
- 3) 1チームによる単位団体であっても、大会にエントリーが可能であれば加盟を認める。

### (補助金交付要件)

第3条 協会に加盟する団体に対する補助金は、次の各号に該当する場合に交付する。

- 1) 競技の単位団体が組織されている場合
- 2) 七ヶ浜町民が半数以上チームに所属している場合
- 3) 各単協は毎年度ごとに以下の資料を作成し、事務局へ提出する。
  - ①総会資料
  - ②団員名簿（代表者名、団体の所在、団員の地区名までの記載があるもの）
  - ③各単協の会則

### (補助金交付額)

第4条 協会に加盟する団体に対する補助金額は、次のとおりとする。

- 1) 各単協補助金（一律） 20,000円
- 2) 各単協加盟団体補助金（1団体につき） 3,000円

※但し、交付要件を満たしている団体に限る。

### (補助金の停止)

第5条 協会を休会の場合は、補助金の交付は行わない。また、退会の場合も同様とする。

2. 交付申請において、虚偽があるときは、交付後に判明した場合は返還しなければならず、交付前に判明した場合は交付を行わない。また、判明時より補助金の交付は一切行わない。

### (他への委任)

第6条 この規程に定めのない事項については、役員会に諮りこれを定める。

附則 この規程は、平成20年4月1日から適用する。

この規程は、平成26年4月1日から適用する。

## 七ヶ浜町体育協会助成金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、当該年度において優秀な成績を収め全国大会へ出場する町民への助成金について、適正かつ公平に交付することを目的とする。

### (対象者)

第2条 助成金は、次の各号のいずれかに該当するとき交付する。但し、当該年度においての助成は1名につき1度限りとする。

- 1) 七ヶ浜町体育協会（以下「協会」という）に加盟している個人並びに団体が予選等において優秀な成績を収め全国大会に出場する場合。
- 2) 七ヶ浜町に住所を有し、全国大会に出場する団体に所属している場合。または、個人が出場する場合。
- 3) その他協会長が認めた場合。

### (助成金額)

第3条 助成する金額は、次のとおりとする。

- 1) 団体の場合  
1名につき5,000円とし、1団体の上限を50,000円とする。
- 2) 個人の場合  
5,000円

### (申請)

第4条 第2条のいずれかに該当する時は、別紙様式により協会事務局へ申請する。その際出場する大会等の要綱または開催のわかるものを添付する。

2. 事実が生じた事後においては、6ヶ月以内に申請をした場合は認める。

### (交付)

第5条 申請を受け付けたとき、協会長はその内容を審査し、決定をした場合は速やかに申請者に交付する。

### (返還)

第6条 申請に虚偽があった場合は、全額協会に返還するものとする。

附則 この要綱は、平成15年4月1日より施行する。

附則 この要綱は、平成17年5月26日より施行する。

附則 この要綱は、平成20年4月1日より施行する。

附則 この要綱は、平成21年6月25日より施行する。

様 式

## 七ヶ浜町体育協会助成金交付申請書

申請者 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ 印  
団体名 \_\_\_\_\_  
連絡先 \_\_\_\_\_

団体名		加盟団体名	
個人	名前	生年月日	年 月 日生
	住所	年 齡	満 才
出場大会名			
出場競技・種目			
大会期日			
大会会場			
備 考			

※大会要綱等を添付すること

※団体から複数の出場であっても個々に記入し、申請すること

上記のとおり申請します。

平成 年 月 日

七ヶ浜町体育協会長 殿